

## 平成 26 年度魚沼市まちづくり委員会活動計画（案）

魚沼市まちづくり委員会は平成 20 年 2 月に市とパートナーシップ協定を結び、設立してから満 6 年を経過しました。その後平成 22 年 4 月に施行された「魚沼市まちづくり基本条例」の中にまちづくり委員会の位置づけも明記されました。（この時点でパートナーシップ協定は自然解消。）そして市の歌や、市の木・鳥・花・魚の選考、市民憲章の制定作業を皮切りに市民会議の開催や視察研修、市への提言等いろんな活動をやってまいりました。しかしながらまちづくり委員会の活動の参加者がなかなか増えず、逆に減少することから、24 年度、25 年度は提案制度を採り入れ 4 つの部会で実践活動に結び付ける事柄にもトライしてきました。生活自然環境部会の花いっぱい運動、地域産業部会の食のモニター制度の試行、教育文化部会の寺子屋や小正月を魚沼市の休日にするための活動、福祉健康部会の病院問題へのトライアルなど身近にできることを事業展開したことはそれなりに意義あることだったと思います。しかし本来のまちづくり委員会の活動が実現できているかと考えるとイエスとは言えない厳しい状況と認識しています。例えば、まちづくり委員会の活動に参加している人たち自身がまちづくり委員会は何をしようとしているのかわからないという声や、市のほうもまたまちづくり委員会の役割やポジションをどう考えているのかぼやけてしまっています。そこで、今の現状と今後のことも考えて、本年は合併 10 周年の節目の年でもあり、合併ビジョン「うおぬま進化論」で、そもそも考えられた「新しい運営のシステムとしてのまちづくり委員会」の原点に立ち返りながら、次の 10 年の市の総合計画の樹立作業に協働に関わることにより、まちづくり基本条例に定められた委員会活動を展開いくこととします。

### まちづくり基本条例より抜粋

（協働及び役割）

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有し、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

2 この条例の目的を達成するため、全市民が参加できる魚沼市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 委員会は、中立・公正な立場で議論し、市民の意見を十分に反映した提言を行い、市から意見を求められた場合は、多様な意見や市民ニーズを集約し、施策に反映できるよう各種市民団体との意見交換や相互調整などを行うものとする。

(2) 市は、委員会の自主性を尊重し、対等な立場で意見交換を行い、委員会からの提言を市政に反映するよう努めるとともに、委員会に対して積極的な協力と支援を行い、施策の推進にあたるものとする。

○解説：市民は、まちづくりに積極的に参加し、市と協働してまちづくりを進めることを表現しています。

また、市民団体を巻き込み市民みんなで参加できるまちづくり委員会を位置づけ、平成 20 年 2 月に締結したまちづくり委員会とのパートナーシップ協定の内容を盛り込んでいます。まちづくり委員会の役割、市の役割を表わしています。

## 1. 活動方針

◎これまで同様、まちづくり委員会の基本目標及び理念に基づき活動を行います。

「パートナーシップで創る参画と自立のまちづくり」市民と行政が課題の解決や目標の達成のために相互の信頼関係に基づき協働(補完・協力)のシステムを構築し、市民起点による魅力あるまちづくりを共にすすめてみましょう。

◎具体的には市が無作為抽出により選ぶ市民とともに「まちづくり未来会議」に参画し、第二次総合計画の原案策定作業に関わっていきます。今年度はこのことを転機ととらえて、まちづくり委員会の再構築にチャレンジし、部会の元気を図っていききたいと思えます。新たな人が加わることによって違った角度からの意見や考え方、視点のとらえ方なども取り入れることが必要と思えます。そして結果的に未来会議参加者＝不特定多数の市民がまちづくり委員会の活動に加わってもらうような道筋をつけていきましょう。

そして役員メンバーの刷新や次の世代の人材(財)育成を図っていくこととします。

### ⇒役員会での本年度の基本方針

1. 第二次魚沼市総合計画策定作業に関わり市の施策に反映させること。
2. コミュニティ協議会との連携を図ること。
3. 提案制度の継続実施

以下、規約に定めた下記の活動はこの策定作業の過程において行います。

- ①市民参画に向けた調査研究
- ②まちづくりに関する住民意見やニーズの集約(アンケート、ワークショップ等)
- ③協働のまちづくりのための企画
- ④市の施策に関する評価及び改善
- ⑤行政と市民の各種テーマの調整
- ⑥活動成果の市長への意見・提言
- ⑦関連する市内コミ協、NPO等関係団体との連携協力の推進・コーディネート
- ⑧情報の発信と共有

## 2. 役員会及び運営委員会

随時、開催します。

## 3. 各部会の持ち方

部会の名称や数の変更は規約の変更が必要です。基本的には今ある4つの部会はシヤッフルしないでそのまま継続し、総合計画策定の段階で部会員の希望を尊重しながら各分野の策定作業に参加してもらうこととします。

まちづくり未来会議で検討されるテーマごとの部会の開催を検討します。

※まちづくり未来会議では「生活・都市基盤」「環境・自然」「健康・福祉」「産業」「教育・文化」などの分科会を想定。

## 4. 合同部会会議

4部会の意思疎通や情報の共有を図るため、役員会で必要と判断した時に合同部会会議を行います。

## 5. 総会

平成 25 年度の活動報告（4 部会の報告及び進捗状況を含む。）と平成 26 年度の活動計画案を議題とします。メインは総合計画策定についての研修会を行います。講師は市が公募型プロポーザルにより業務委託する会社の担当者に依頼することとします。質疑応答、意見交換を行った後、参加者のコミュニケーションと親睦を図るため、同会場で懇親会を行います。

## 6. 市民会議

総合計画策定のための「まちづくり市民会議」として開催します。

開催時期及び回数については進展具合をみながら市と協議のうえ実施します。

※川村アドバイザーへの依頼、出番も考慮する。

## 7. 魚沼市まちづくり協働推進会議 年1回

協働推進会議は『市民主体のまちづくりを基本とし、誇りある地域社会の実現を図ることを目的とする「魚沼市まちづくり基本条例」を実効あるものとするために、市民が誰でも参加できるまちづくり組織である「まちづくり委員会」と行政により協働によるまちづくり推進体制を整える』ことを目的として掲げています。したがって本年も昨年 2 月の市民会議で掲げたテーマである「地域んしょ」と「役所んしょ」が一緒にやらなければならないことを念頭に入れて行うことが大事と考えます。お互いが無責任なこととは言わず、建設的な意見を出し合うという基本的ルールに沿って会議を持ちたいと思います。市長・副市長・教育長はじめ関係課長とまちづくり委員会役員の構成員でまちづくり全般について協議します。

## 8. 市との協働

◇魚沼市まちづくり基本条例検討委員会（5 月 26 日第 1 回目開催）、魚沼市行政改革推進委員会、魚沼市地球温暖化対策推進会議、魚沼市小出郷文化会館企画運営委員会、魚沼コシヒカリ紅葉マラソン実行委員会（実行委員会 2 回開催済）、おいしい魚沼ブランド推奨委員会、他各種委員会や検討会議などへの参画

※市からまちづくり委員会へ委員の推薦依頼があった場合は役員会等で協議して選出します。

## 9. 議会との意見交換会

議会基本条例が 4 月 1 日に施行されたことから議会との意見交換会を開催します。

## 10. 広報の発行及びホームページの充実

市民にまちづくり委員会の内容や活動の中味を知ってもらうため、広報を通じて情報を発信します。

「まちづくり委員会だより」 年 2 回

「市報うおぬま」に活動内容を年 3 回掲載

ホームページでまちづくり委員会全体の活動や各部会の活動などを情報発信します。

また、ブログも随時更新し、現在のホームページをもっと充実していきましょう。

#### **11. アドバイザー**

広島経済大学教授 川村健一氏を依頼します。

#### **12. 予算**

平成 26 年度のまちづくり委員会の予算は上記の活動全体で 1,400,000 円です。

#### **13. その他**

各種会議の際には段取りや準備、進行、後片付けをまちづくり委員会のメンバーが率先してやっていく習慣をつけましょう。